

ミャンマー：商標最新情報 | 2023年4月

概略

直近1週間にミャンマーの商標について大きな進展があった。これらは (i) 商標規則、(ii) オフィシャル料金表、(iii) TM-2 フォーム (Appointment of Representative/代理人任命)、および (iv) 新商標登録制度のソフトオープニング期間の「第2フェーズ」に関する進展である。

商務部(「MOC」)は、2023年4月1日に施行となる2019年商標法と併せて、2023年3月31日に商標規則を発行した。また、商標出願のオフィシャル料金が最終決定され、2023年4月1日に発行された。

さらに、ミャンマー知的財産局(「MIPD」)は、2023年4月1日、ソフトオープニング期間の「第2フェーズ」の開始を発表した。

Contact Information

Andy Leck
Principal
Singapore
andy.leck@bakermckenzie.com

日本語でのお問い合わせ

Yoko Inoue (井上 洋子)
yoko.inoue@bakermckenzie.com

重要なポイント

1. ミャンマーにおける新しい商標法の施行: 2020年10月1日から始まった「ソフトオープニング期間」は、MOC がオーダーNo.63/2020(「オーダー」)により発表したものである。

ソフトオープニング期間は、証書登録局 (Office of the Registration of Deeds/ORD) に提出された所有権宣言書 (Declaration of Ownership) により登録された商標、および/またはミャンマーで使用された商標 (例えば、警告書 (cautionary notice) の掲載により証明される) 商標 (総称して「登録商標/使用商標」) にのみ限定され、これらに該当しないその他すべての商標 (「新標章」) はグランドオープニング以降にのみ申請できる。

第1フェーズ (2020年10月1日~2023年3月31日): ソフトオープン期間の第1フェーズでは、登録商標/使用商標のみが出願の対象となった。この期間に提出されたすべての出願商標には、「共通出願日」、すなわちグランドオープニングの開始日 (後日発表予定) が付与される。

第1フェーズでは、商標規則がまだドラフトの段階であったため、新規商標出願の際に TM-2 フォーム (代理人任命) の提出とオフィシャル料金の支払いができなかった。



第2フェーズ(2023年4月1日～後日決定): 現在は第2フェーズに移行している。「ソフトオープニング期間」の第2フェーズにおいては、新しい商標登録システムは **2023年4月1日の前**に得られた登録商標/使用商標にのみに対応となる。

第2フェーズ期間中に提出されたすべての商標出願には、グランドオープニング開始日(後日発表予定)となる「共通出願日」が与えられることになる。

第1フェーズと第2フェーズ 2における出願の違いは、以下の通り:

新しい電子システムによる第2フェーズにおける出願には、公証済みの TM-2 フォーム(代理人任命)とオフィシャル料金の支払いが必須となる。

第2フェーズは、新商標登録システムのグランドオープニングが期待される日の前日、2023年4月25日に終了すると予測される。

第3フェーズ(想定される実施日:2023年4月26日): 新しい商標登録システムのグランドオープニングは、第3フェーズに行われる。

第3フェーズでは、新しい電子商標システムにより新標章が出願可能となる。

すべての新標章の出願には、それぞれの出願日、すなわち、MIPD が出願書類一式と規定のオフィシャル料金を受領した日が記載される。

2. 委任状/代理人任命書: 3月29日、MIPD は TM-2 フォーム (代理人任命)に関する発表を公式サイトに掲載した。

それによると、複数の商標出願を行う外国出願人(すなわち非ビルマ法人)は、公証済み TM-2 フォーム (代理人任命)に出願リストを添付することを条件に、1枚の公証済み TM-2 フォーム(代理人任命)により提出できる。

ただし、私共の MIPD との非公式な議論によると、(出願リストと代理人を含む)付属書の全てのページは、すべて公証されるか、公証印が押される必要がある。

また、MIPD は、公証済みの TM-2 フォームは、新しい商標登録システムのグランドオープニング初日(後日公表)前に提出しなければならないと指摘した。

3. オフィシャル料金: MIPD は 2023年4月1日に、(MOC の承認を受け)オフィシャル料金に関する通達 1/2023 号を発表した。以下を参照のこと。

Form	Description	Fee (Kyat)
TM-1	Application to register a trademark	150,000 (approximately USD 72)
TM-2	Appointment of representative or agent	-



TM-3	Request for reinstatement of application	100,000 (approximately USD 48)
TM-4	Request for correction of error in an application	50,000 (approximately USD 24)
TM-5	Request for withdrawal of application	-
TM-6	Request to limit the list of goods/services in an application	50,000 (approximately USD 24)
TM-7	Request to divide an application for registration	100,000 (approximately USD 48)
TM-8	Application to oppose a trademark application	150,000 (approximately USD 72)
-	Recordal of the registration of a trademark	150,000 (approximately USD 72)
TM-9	Request for certified copy of registration certificate	50,000 (approximately USD 24)
TM-10	Request for amendment of registration of a trademark	50,000 (approximately USD 24)
TM-11	Application for renewal of trademark registration	300,000 (approximately USD 144)
TM-12	Application to register a transfer of ownership	100,000 (approximately USD 48)
TM-13	Application to register a licence of trademark	100,000 (approximately USD 48)
TM-14	Application to terminate a licence of trademark	-
TM-15	Application for invalidation of a registered trademark	150,000 (approximately USD 72)
TM-16	Application for cancellation of a registered trademark	100,000 (approximately USD 48)
TM-17	Request for change of representative or agent	20,000 (approximately USD 10)
TM-18	Request for extension of time	50,000 (approximately USD 24)
TM-19	Application for appeal	500,000 (USD 239)



私共は 今後もこれらの動向を注意深く見守って参ります。ご質問やご不明な点等ございましたら、何なりとご連絡ください。
